

今回は、先回に続いて私の専門である認知症に関連して、成年後見人についてのお話です。

成年後見人は何のためにつけるのでしょうか？認知症の患者さんの場合、日常のコミュニケーションが取れても、複雑な契約では判断力が低下しているケースが少なくありません。そのため、そこにつけ込む、悪徳業者が後を絶ちません。私の患者さんでもリフォーム、健康食品、ダイヤモンド、時にはお布施などで多くの方々が騙されています。一度でも騙された方には特に後見人をお勧めします。御家族によっては一度騙されたから、後見人は不要と言われる方が見えます。しかし、悪徳業者は独特の情報網があるのか、一度騙された人に群がります。成年後見人がついていると騙されても、比較的容易に返金されます。一人暮らし方や日中一人になる方は悪徳業者対策の為に申請をお勧めします。

成年後見人はどのような場合に行うのでしょうか？金融商品の購入や解約、不動産購入、相続が主なものです。金融商品の解約の場合、地方の信用金庫や農協では、家族でも認められることが多いようです。しかし、厳密には、家族でも本人以外の解約は認められません。そのため、都市銀行等では、金融機関の依頼で成年後見人をつける場合もあります。相続の際も注意が必要です。相続の際に書類を作成しようとして、サインも出来ない事から認知症が見つかったケースも数例経験しています。

成年後見人の講演・シンポジウムを見ているとは弁護士等の法律関係の方が中心になっていることが多いようです。しかし考えてみて下さい。最終の鑑定は、専門医が行います。やはり医師が主導すべきではないでしょうか？現在の法律では、契約等を行う場合、意思能力の有無が重要となります。意思能力は「各人が最低限、行為の結果を弁識するに足るだけの精神能力。だいたい7～10歳程度の精神能力」を有することが要求されます。これ以下だと、意思無能力と判断されます。認知症の側頭葉機能を評価する質問形式のMMSEが有効です。以下に表を示します。

MMSE	重症度	精神能力	対応
15-23点	中等度	5-7歳	補助もしくは保佐
14点以下	高度	4歳以下	成年後見

つまり、MMSEが23点以下であれば、契約自体が無効となる可能性が高くなります。同時に、成年後見人の必要性も高くなります。一般には14点以下で後見人、15から23点で保佐もしくは補助を検討すべきです。やはり、認知症のレベルを示す評価が重要でありすべての起点になるようです。

1) 一度でも騙された方に、特に後見人をお勧めする理由は？

()

2) 成年後見人を行う場合を三つ上げてください

() () ()

3) 現在の法律では、契約等を行う場合は何の有無が必要ですか？

()

4) 意思能力とは？

()

5) MMSE14点以下の精神能力は何歳以下ですか？

()歳以下